

答 申 書

令和3年（2021年）10月26日

横須賀市情報公開審査会

(令和2年度第1号諮問事案)

横情審第29号

令和3年(2021年)10月26日

横須賀市長 上 地 克 明 様

横須賀市情報公開審査会

委員長 三 浦 大 介

公文書の非公開決定に関する審査請求について(答申)

令和2年11月25日付け横都計第64号をもって諮問された公文書の非公開決定に関する審査請求について、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

横須賀市長が、ボーリング柱状図及び擁壁の構造図につき、非公開とした決定のうち、ボーリング柱状図を非公開とした判断は、妥当であるが、擁壁の構造図を非公開とした判断は、妥当ではなく、擁壁の形状及び寸法に係る部分を公開することが相当である。その余の部分を非公開とした判断は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯

(1) 審査請求人は、横須賀市情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、令和2年7月17日付けで横須賀市長(以下「実施機関」という。)に対して、〇〇〇〇〇〇宅地造成に関する工事の許可申請書類(以下「宅地造成許可申請書類」という。)について、公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 実施機関は、令和2年7月28日付けで、宅地造成許可申請書類のうち、別表1に掲げる公文書につき、条例第7条第1号に該当する部分及び第2号アに該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分を行い、別表2に掲げる公文書につき、その全てが条例第7条第1号又は第2号アに該当するとして、公文書非公開決定処分を行った。

また、実施機関は、条例第11条第4項の規定に基づき、同日付けで審査請求人に対して、宅地造成許可申請書類のうち、別表3に掲げる公文書(以下「本件対象文書」という。)に係る諾否決定期間を延長する旨併せて通知した。

- (3) 実施機関は、本件対象文書に、第三者に関する情報が記録されていたため、令和2年7月28日付けで、条例第13条第1項の規定に基づき、当該第三者に対して意見照会書を送付した。
- (4) 令和2年8月24日付けで、当該第三者から実施機関に対して、本件対象文書の公開に反対の意思を表示した意見書が提出された。
- (5) 実施機関は、令和2年8月26日付けで、審査請求人に対して、本件対象文書につき、その全てが条例第7条第2号アに該当するとして、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (6) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年9月23日付けで、実施機関に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行った。
- (7) 実施機関は、令和2年11月25日付けで、条例第17条第1項に基づき横須賀市情報公開審査会に諮問した。また、令和3年1月22日付けで、条例第17条第2項の規定に基づき審査請求人に対して審査会に諮問した旨を通知した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び陳述書により主張した内容は、次のとおり要約することができる。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、地質調査報告書に添付されたボーリング柱状図及び擁壁の構造図の公開を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

地質調査報告書に添付されたボーリング柱状図には会社のノウハウが含まれず、設計者と地質調査会社の技術的知見や経験に関係ない文書だと思われる。ボーリング柱状図に記載されている情報は、単純な地盤の現況報告がなされている文書なので、公開は可能だと思われる。

また、擁壁の構造図は、隣接地主として条例第7条第2号ただし書の人の財産を保護するために公開することが必要であると認められる情報である。

4 実施機関の説明の要旨

実施機関が作成した弁明書の内容及び実施機関から聴取した内容は、次のとおり要約することができる。

審査請求書の「審査請求の理由」には、地質調査報告書に添付されたボーリング柱状図には会社のノウハウが含まれず、掘削位置の選定と異なり公開可能であると思われる、また、擁壁の構造図は、隣接地主として、条例第7条第2号ただし書に規定する

人の財産等を保護するために公開することが必要であると認められる情報に該当するといった趣旨の記載がある。

しかし、次の理由により、当該部分は条例第7条第2号アに該当し、かつ、同号ただし書に該当しないと判断する。

(1) 地質調査報告書の条例第7条第2号（法人等に関する情報）アの該当性について

地質調査報告書の一部であるボーリング柱状図は、工事計画地周辺一帯の地層堆積状況の歴史的な経緯も踏まえ、設計者と地質調査会社が協議し経済的観点及び技術的知見や経験に基づきボーリング調査個所の選定を行い得られた成果品であるため、設計者及び地質調査会社のノウハウ情報が含まれていると考えられる。

また、設計者は柱状図を含めた地質調査結果から造成計画を立案しており、当該図面を再現できる地質調査報告書の最も重要な成果品である柱状図を公開されてしまうと、本件計画地における構成図面作成の手法が推測され、それが他の設計業者等によって模倣ないし利用されてしまうおそれがあり、設計者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断した。

(2) 擁壁の構造図の条例第7条第2号（法人等に関する情報）アの該当性について

擁壁の構造図は、設計者が地質調査会社から提案された土質定数や支持地盤などを参考に現場に適した切盛土計画、擁壁の種類や施工方法を選定し、施工性や経済性などを考慮した構造を導き出した図面であって、設計者が培った技術的な知見や経験から多角的に検討されたノウハウ情報が含まれていると考えられる。

また、擁壁の構造図は、構造計算から導き出された躯体厚、鉄筋量等を図面に表現しているものであり、このことから、設計者のノウハウ情報が含まれているものと考えられる。

以上のことから、擁壁の構造図を公開すると、別の設計業者に流用されるおそれがあり、設計者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断した。

(3) 条例第7条第2号ただし書の非該当性について

当該規定は、当該情報を公開しないことによって、人の財産の保護が図れない場合に適用される規定であるところ、本件処分において非公開とした公文書を公開しないと隣接地主の財産を保護することができないとはいえない。

よって、条例第7条第2号ただし書の適用はないと判断し、非公開とした。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、別表3に掲げる地質調査報告書、擁壁の構造図及び宅造擁壁構造計算書であって、宅地造成等規制法第8条第1項に基づく宅地造成に関する工事の許可申請に際し、本件宅地造成に関する工事を行おうとする特定の法人（以下「本件法人」という。）から実施機関に対して提出された申請書類の一部である。

なお、審査請求人から提出された審査請求書においては、地質調査報告書に添付されたボーリング柱状図及び擁壁の構造図についてのみ公開を求める旨が記載されていたことから、ボーリング柱状図及び擁壁の構造図のみを対象として、条例第7条第2号ア及び同号ただし書該当性の判断を行うこととする。

(2) 非公開部分に係る判断について

ア ボーリング柱状図について

実施機関から聴取した説明によると、本件ボーリング柱状図は、日本産業規格で定められた調査方法（規格番号 JIS A 1219）に依拠する標準貫入試験によって採取した試料について、本件法人及び地質調査会社が協議した上で詳細に分析し、及び評価して作成した成果物である。

地質調査は、事業者によって多少の差異はあるものの、標準貫入試験に基づき行われるものであり、その結果得られる情報は、単に当該地域の地下の地質の状況を表したものに過ぎず、審査請求人が主張するように、本件法人が有する独自のノウハウに関する情報が含まれるとは考えにくい。

この点、実施機関の説明によると、本件におけるノウハウに関する情報とは、ボーリング柱状図そのものに記録された具体的な情報ではなく、本件法人が、本件ボーリング柱状図を用いて土地造成計画を考察した過程に係る情報であると解される。

一般に、土地造成計画の考察は、ボーリング柱状図を基礎資料としながら、法人独自の土地造成設計上のノウハウを加味して行われ、当該考察の成果物として宅地造成許可申請書類が作成されることとなる。

本件においては、審査請求人に対して、既にいくつかの宅地造成許可申請書類が公開されているところ、これらに加えて本件ボーリング柱状図を公開した場合、既に公開されている宅地造成許可申請書類と本件ボーリング柱状図とを照合することで、土地造成計画の考察に当たって用いられた本件法人独自のノウハウが明らかになるおそれがあると認められる。

以上を踏まえると、ボーリング柱状図は、これを公開することにより本件法人及び地質調査会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第7条第2号アに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

イ 擁壁の構造図について

(ア) 条例第7条第2号ア該当性について

擁壁の構造図は、地質調査会社がボーリング柱状図を考察して導き出した土質定数、支持地盤等の情報を参考とし、本件法人が現場に適した切盛土計画、擁壁の種類、施工方法等を選定し、躯体厚、鉄筋量等を図面に表現するなど創意と工夫を凝らした成果物であることが確認できる。このことから、擁壁の構造図には、土地造成計画に係るノウハウ性が認められ、これを公開した場合、第三者が、この創意と工夫を凝らした情報を容易に模倣し、利用することが可能となり、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ただし、実施機関の説明から、本件擁壁の形状及び寸法については、他の宅地造成許可申請書類において既に公開されていることが確認されている。

以上を踏まえると、擁壁の構造図のうち擁壁の形状及び寸法については、既に他の宅地造成許可申請書類において公開されている以上、公開することが相当であるが、その余の部分については、これを公開することで本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第7条第2号アに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 条例第7条第2号ただし書該当性について

審査請求人は、隣接地主である自己に対しては、条例第7条第2号ただし書の規定により、本件擁壁の構造図を公開すべきである旨主張する。

条例第7条第2号ただし書は、「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産を保護するために公開することが必要であると認められる情報」については、法人等に関する情報で保護されるべき情報であっても、例外的に公開する旨を規定している。

そこで、本件擁壁の構造図が、例外的に公開の対象となり得る情報か否かの判断に関しては、人の生命、身体、健康、生活又は財産が侵害されるような事態が実際に発生した場合のみならず、その発生が予想されるような場合をも含めて、例外的に公開すべき情報となるか否かを判断すべきことになる。

この点、本件擁壁は、宅地造成等規制法第9条に規定する宅地造成に関する工事の技術的基準を満たした上で許可を受けたものであり、当該許可が当該技術的基準に違反する違法な処分であると考えられるような事情も見当たらないことから、一定の安全性が確保されたものであると考えることができる。

以上を踏まえて、条例第7条第2号ただし書該当性について検討すると、本件擁壁が直ちに崩壊する具体的な危険性は認められず、また、本件擁壁の構造

図を公開しなければ、本件擁壁が崩壊する危険性が高まる蓋然性も認められない。

したがって、擁壁の構造図は、本号ただし書に規定する人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要であると認められる情報には該当しないと判断する。

(3) 結論

以上のことから、当審査会は、「1 審査会の結論」に記載のとおり判断する。

横須賀市情報公開審査会

委員長	三浦大介
委員	内藤悟
委員	板垣勝彦
委員	大友朋子
委員	駒田英隆

○ 審査会の経過

年 月 日	処 理 等 の 内 容
令和2年9月23日	・審査請求の提起
令和2年11月25日	・横須賀市長からの諮問（都市部都市計画課）
令和2年12月17日	・内部審議
令和3年4月15日	・内部審議
令和3年5月24日	・実施機関からの口頭説明聴取
令和3年6月15日	・内部審議
令和3年7月15日	・内部審議
令和3年9月17日	・内部審議
令和3年10月26日	・答申

別表 1

宅地造成に関する工事の許可申請書
委任状①
造成主の資力に関する申告書①
履歴事項全部証明書①
工事施行者の能力に関する申告書
一般建設業の許可通知写し
施工計画書①
履歴事項全部証明書②
設計者の資格に関する申告書
位置図
公図の写し
申請地求積図・求積表
切土求積図・求積表
切土量求積図・求積表
現況図
造成計画平面図
造成計画断面図
排水施設計画平面図
排水施設・通路構造物構造図
擁壁の配置図
崖の断面図 1、2
擁壁の展開図

緑地計画図
緑地求積図・求積表
決裁文 ○○○○○○宅地造成に関する工事の許可について
決裁文 ○○○○○○宅地造成の変更届の受付について
宅地造成工事変更届
委任状②
造成主の資力に関する申告書②
施工計画書②

別表 2

納税証明書①
預金残高証明書①
納税証明書②
技術検定合格証明書写し
建築士免許写し
実務経歴書
履歴書
在留証明書写し
預金残高証明書②

別表 3

地質調査報告書
擁壁の構造図
宅造擁壁構造計算書